

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

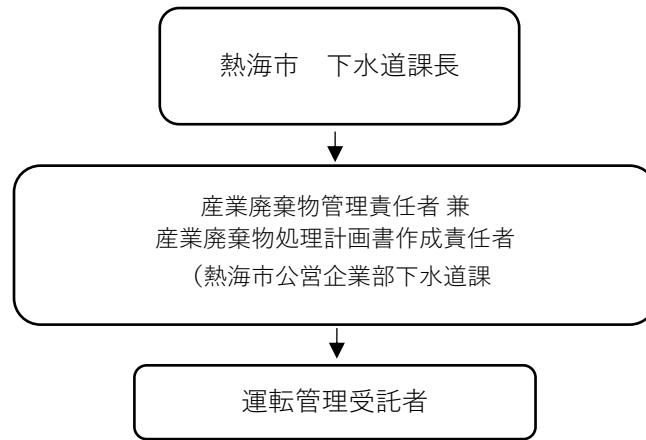
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 14日	
静岡県知事	
川勝 平太 殿	
提出者	
住所 静岡県熱海市中央町1番1号	
氏名 熱海市長 齊藤 栄	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0557-86-6528 （熱海市役所 下水道課）	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	熱海市浄水管理センター
事業場の所在地	静岡県熱海市和田浜南町1694番地の29
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	水道業（下水道処理施設維持管理業）
② 事業の規模	令和3年度汚水処理量 5,311,090m ³ （日平均 14,538m ³ ）
③ 従業員数	運転管理委託会社員 23人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">水処理 （標準活性汚泥法）</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">機械脱水 →下水汚泥(産業廃棄物)</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">熱海市エコプラント姫の沢 (産業廃棄物処理施設)にて 焼却処理</div> </div> <div style="margin-top: 10px; display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="font-size: 20px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">民間焼却灰処理施設 にて焙焼または溶解</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> </div> <div style="margin-top: 10px; display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="font-size: 20px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">建設資材等へ 再資源化</div> </div> </div>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	排出量	43,444 t	3.85 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥処理の効率改善を行い、汚泥発生量の減量に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	排出量	43,000 t	3.00 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き汚泥処理の効率改善を行い、汚泥発生量の減量に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水に伴い生じる下水汚泥(脱水ケーキ)と水処理の過程で生じる下水汚泥(沈砂)を分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来と変更なし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら利用を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	41,494 t	0 t
(これまでに実施した取組) 脱水汚泥の効率化(含水率の削減)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	41,000 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き汚泥脱水の効率化を行い、残渣の減量化に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	全処理委託量	1,950 t	3.85 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,950 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理施設において、下水汚泥を焼却処理。それに伴い発生した焼却灰は民間事業者へ処理委託し、建設資材等への再資源化を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	下水汚泥(沈砂)
	全処理委託量	2,000 t	3.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,000 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、適正な産業廃棄物の処理を継続し、下水汚泥の有効活用に努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。